

國學院大學學術情報リポジトリ

起家と「爲家人絶祀」：秦漢帝国時代の家と家祀

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯島, 和俊 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000808

起家と「爲家人絶祀」

— 秦漢帝国時代の家と家祀 —

飯島 和俊

キーワード

起家 家残 家祀 家人 家室

はじめに

逃げる人々⁽¹⁾や市に集まる人々⁽²⁾という視点から、人の移動に視点が動いてきた。前論では人の移動の終着点として葬礼にかかる史料⁽⁴⁾を整理して、「棺在堂上」と題して葬礼中に起こった事件から、葬礼の儀礼的面と秦漢法令の接点や、孝の論理と法と礼などの同時代の家に掛かる生活習俗を検討することが出来た。⁽⁵⁾王事に斃れた勇士達の帰家葬喪、官吏の「終於官」、や卒官には国家が関わること。自然災害時の被災者達への葬銭衣棺葬具の賜与と長吏臨葬の規定や家への恩賜、官吏が免老帰家しての葬儀の論議から、国や官の論理世界とは異なる情の世界である家の実存感を垣間見た。こうした史料整理から、人は必ず家に帰る、と言うことに思い至った。この度は、家について、国の側からどう見られるか、位置づけられていたかを整理してみよう。まず、尾形勇氏の視点を導入として「起家」の語から検討していきたい。

尾形氏は言う。「まず一般群臣（官吏）のばあい、注目されるのが「起家」という用語である。周知の如くこの語は、六朝期以降、初

めて任官するとき如何なる官品から出發するかということに關してもつぱら意味を持つてくるものであるが、例えば「建元中、上、賢良を招く、公卿、鄧公のことを言ふ。時に鄧公、免ぜらる。起家して九卿となる（『史記』卷一百一 袁盎鼂錯列傳）」、「哀帝の時、丁（明）、傳（晏）、董賢、事を用い、諸附離の者、起家して二千石に至る（『文選』四五設論、揚雄「解嘲」序）」、「疾を以て徵還さる。起家して河南尹となるも……（『魏志』卷二十七王基傳）」、「疾を以て官を去る。起家して河東太守となる（『魏志』卷一六杜恕傳）」とあるように、その原義は、「家より起ちて官につく」の意であり、この語からは、文字通り「家」から「官」へという過程が見出せる⁽⁷⁾と。人の移動から家を考えるに、家から官へという「起家」は有効な糸口と思える⁽⁸⁾。そこで、以下、現代の家から離れて、秦漢時代の史料によって、国と家の結び付きを検討していこう。

一 起家について

「起家」の用例は『史記』では三件しかない。一つは、武帝時代前半の政局を牛耳っていた灌嬰の「起家」の場合で、武安君灌嬰自身は「起家」とは直接関係はない。上（今上、武帝）は即位当時、朝廷の実力者武安君が丞相として入内して奏事すると、坐語して日を移し（長時間話が絶えず）、言上すること皆受諾された（當是時、丞相入奏事、坐語移日、所言皆聽（『史記』卷一百七魏其武安侯列傳））とある。そこで武安君が推薦した「薦人」は、「起家」して二千石に至った「薦人或起家至二千石、權移主上（同上）」、武帝の親任の篤い武安君が推薦すれば「起家」して二千石官に親任されたという。

二つ目は、鼂錯の冤罪を景帝に解いた鄧公。彼は、建元（武帝 BC140-35）中の賢良となり、公卿の推薦により、「免」去の身でありながら「起家」して九卿に列せられたという。謁者僕射鄧公は校尉となり、吳楚軍を撃つに将となった。帰還後、上書して軍事に言及して、上（景帝）に謁見する。鄧公は、鼂錯の強幹弱枝の政策の真意に触れながら、鼂錯刑死は忠臣の言行を掣肘して、諸侯の肩を持つことになり、如何なものかと諫言する。景帝は後悔の念を言い、鄧公を城陽中尉に任じた。この後、

（武帝）建元中（BC140-35）、上、賢良を招かんとす。公卿鄧公を言う。時に鄧公免たりしも、起家して九卿と為る。一年にして、復た病み謝して免帰す「建元中、上招賢良、公卿言鄧公、時鄧公免、起家爲九卿。一年、復謝病免歸（『史記』卷一百一 袁盎鼂

錯列傳)。

とある。その子章、黄老の言を脩めて諸公間に顕わる、と続くが、鄧公の終焉について触れない。鄧公は、武帝の賢良招請により該当者と評定されて、「起家」して「爲九卿」となるが、賢良として武帝に選拔されることが「起家」なのか、結果として「九卿」の地位に至った事が「起家」なのか。あるいは、「宦皇帝」とか「吏二千石」とか「九卿」という、皇帝直属の高位高官に拔擢されて就任することなのだろうか。しかし、鄧公の出自本名事績などは明確とは言えない。太史公はこの鄧公のような場合のことも「起家」と言っている。

三つ目の記事が、衛子夫の条「衛氏枝屬以軍功起家、五人爲侯（『史記』卷四十九外戚世家）」である。皇后衛子夫の枝屬が、軍功によって「起家」し、みな侯と爲ったと記す。『漢書』卷五十五衛青霍去病伝には「起家」の語は用いられておらず、衛青の出自については、同伝正義は衛青伝に云として「父鄭季爲吏、給事平陽侯家、與侯妾衛媼通、生青、故冒衛氏」と見えている。父鄭季が「以縣吏給事侯家（同上）」とあって、県吏の身分で侯家に給仕していた。¹⁰「季與主家僮衛媼通生青（同上）」とあって、鄭季と主家平陽侯家の侯妾また家僮と称する衛媼との間に生まれた。¹¹それで衛青は、主家平陽公家に帰属して「青爲侯家人（同上）」となって母の姓を名乗る。¹²同母姉子夫が武帝に寵されて入内すると、平陽侯家騎（家吏）として平陽主（陽信長公主）に従い、やがて建章監侍中、太中大夫に上せられ、のち車騎將軍、大將軍に昇り、軍功によって長平侯に封ぜられる。衛青の三子も元朔五（BC129）年の青の軍功によって侯「而封青子伉爲宜春侯、子不疑爲陰王侯、子登爲發干侯（同上）」となっている。

霍去病は、衛青の姉小兒の子で、実父は霍中儒、衛皇后の姉の子として、侍中となった。大將軍に従って票姚校尉となり軍功によって冠軍侯に封ぜられ「爲封列侯」である。衛青は大將軍、霍去病は驃騎將軍として將軍職の頂点を極める。こうして『史記』外戚列伝では軍功による「起家」によって、長平侯衛青、冠軍侯霍去病と衛青の三子「伉」「不疑」「登」、一族五人が封爵を受けるということになる。太史公はこれら三例「起家」と称するが、その「起家」の根拠が明確とは言いがたい。太史公はこの三例の「起家」に、どのような思いを託したのであろうか。

二 起家はどのようなものか

『漢書』になると用例が増える。『漢書』でも、武帝時代より前に遡る古い記述はない。

まず、重複するが、前掲鼂錯の刑死と呉楚の暴走について上奏し、語った鄧公である。（武帝）建元年中、「起家」の経緯については「建元年中、上招賢良、公卿言鄧先。鄧先時免、起家爲九卿。一年、復謝病免歸（『漢書』書四十九爰盜鼂錯傳）」とある。在任一年で病気を理由に免去を申請して「歸」が許され、すぐに子の章に話題が移る。このような経過で「歸」となると、次に「終於家」が想定できる。このような経緯で高官に至れば、葬錢棺郭葬具一式が賜與せられることが分かっている。¹³そして武安君の記事、前掲『史記』の武安君に同じ。推薦したものの「起家」について「薦人或起家至二千石、權移主上（『漢書』卷五十二竇田灌韓傳）」とある。しかし、どのようなものが武安君の推挙を受けたのであろうか。

宣帝期の王吉は、昌邑王国の群臣として在国時の王の罪過を挙奏しなかった罪に坐して、皆獄に下して誅さる。唯だ吉と郎中令龔遂のみ、忠直にして数々諫めるを以て、正に減死せるを得、髡（髪を剃り枷を嵌める）して城旦と爲る「皆下獄誅。唯吉與郎中令龔遂以忠直數諫正得減死、髡爲城旦（『漢書』卷七十二王貢兩龔鮑傳）」。

とあり、つづけて、刑徒の身から、

「起家」して復た益州刺史と爲る。病もて官を去り、復た徴されて博士諫大夫と爲る「起家復爲益州刺史、病去官、復徴爲博士諫大夫（同上）」。

とある。王吉の最初の任官（諸侯の官）を「起家」と呼ばない。昌邑王事件（BC73）に絡んで、王臣として処分されるはずだったが、郎中令龔遂とともに「忠直直諫」を以て特例の減罪となり死罪を免じて「髡爲城旦」とされ、そこからの「起家」だから、何か特別な登用だったとしても首肯できるのでないか。そして再び病気で免去するも、三度目の任官（徴召）では博士諫大夫に就官する。三度目の就官には「起家」と言わない。のち王吉は遂に病を謝して琅邪郡に「歸」る（同傳）ところ、鄧公に似ている。

王吉の子王駿の起家について。王駿は孝廉を以て郎と爲るが、

趙国内史に遷る。（父）吉の昌邑王に坐して被刑さる（昌邑王事件）の後は、子孫に戒めて王国史と爲ること母からしむ。故に駿、

道に病み、官を免となり帰る。起家して復た幽州刺史と為り、司隸校尉に遷る、上奏して丞相匡衡を免ぜしめ、少府に遷る「遷趙内史。吉坐昌邑王被刑後、戒子孫毋爲王國吏、故駿道病、免官歸。起家復爲幽州刺史、遷司隸校尉、奏免丞相匡衡、遷少府（『漢書』卷七十二王貢兩龔鮑傳）」。

とある。また「王駿は後に（鮑）宣に代りて御史大夫と爲り、並べて位に居す。六歳にして病卒し、翟方進駿に代りて大夫と爲る（駿乃代宣爲御史大夫、並居位。六歳病卒、翟方進代駿爲大夫（『漢書』卷七十二王貢兩龔鮑傳）」とある。王儁は昌邑王事件と同じ時代、趙国内史就任を（道）道中に病氣を得て辞去し、帰家した。¹⁴前漢末の「起家」は人材的に重要視される任官の道になっていたように思える。

次いで、王尊には、二度の「起家」が記され、初めの「起家」（元帝初元中（BC48~44））は、王尊は廉平直言で刺史從事から丞相御史、號令へと昇遷、安定太守となる。しかし「坐殘賊免」、厳しい取り締まりを咎められ失職。それからの「起家」で護羌將軍軫校尉となる。師古は「爲校尉主轉運事、而屬護羌將軍」と説明している。前職が太守職で帰家から、

「起家」して復た護羌將軍軫校尉と爲り、軍糧を委輸に護送す。而して羌人の反（乱）に、軫（輸）の道を絶たれ、兵数万、尊を圍む。尊、千余騎を以て羌賊に奔突す。功未だ上に列せられず、擅に部署を離るに坐す。会々赦され、免となり帰家す「起家、復爲護羌將軍轉校尉（師古曰爲校尉主轉運事而屬護羌將軍）、護送軍糧委輸。而羌人反、絶轉道、兵數萬圍尊。尊以千餘騎奔突羌賊。功未列上、坐擅離部署、會赦、免歸家（『漢書』卷七十六趙尹韓張兩王傳）」。

とある。臨機応変の策が勝手に部署を離れた「坐擅離部署」として罰せられ、「赦」に遇つて免除となった。この辞職帰家には、いささか王尊の気概を感じるが、このあと涿郡太守徐明の推薦で郿令と爲るも、竟に免じて庶人と爲り、軍司馬に補せらる、というはかばかしい経歴が記されている（同上）。ところが、京兆（首都近郊）の政情不安で、長安近隣の交通の要衝湖県の三老（郷官の有力者）公乘（八級爵）の興等が上書して王尊を推し、彼が京兆を治めて以来、その功績の日々著るしきと訟えた。尊は、

京師の廢乱、群盜並び興る以て、賢を選び徵用し、起家して卿（河南尹）と爲る。賊乱、既に除かれ、豪猾も罪に伏すも、即ち佞巧を以て廢黜す。（略）願くは公卿大夫博士議郎に下されて、（王）尊の素行を定めしめ、（略）、文を飾り詆（抵）るを深め、以て罪無きを懇（怨）む（略）、と書奏せられ、天子は復た尊を以て徐州刺史と爲し、東郡太守に遷る「尊以京師廢乱、羣盜並興、選賢徵

用、起家爲卿、賊亂既除、豪猾伏辜、即以佞巧廢黜。(略)願下公卿大夫博士議郎、定尊素行。(略)即不如章、飾文深詆以愬無罪(略)。書奏、天子復以尊爲徐州刺史、遷東郡太守〔『漢書』卷七十六趙尹韓張兩王傳〕。

と二度目の「起家」となる。民衆の意見を代表する湖県三老たちの上書が、王尊の復活を要望している。民衆は王尊の経歴の中で「徵用起家爲卿」が重要な位置を占めていると思われる。こうして数年の間に、卒に官も吏も民も之(王尊)を紀(規範)とす「數歲卒官吏民紀之(同上)」と言うことになった。王尊の「起家」は朝廷の公式記録と、長安三老の上奏文とに記され、同じ「起家」を二面から見る事ができる。

陳咸の帰家について、

成帝初めて即位(BC32)のとき、陳咸は冀州刺史に遷り、使を奉じて意に称い、召し戻されて諫大夫と為る。復た出て楚国内史、北海郡太守、東郡太守と為る。京兆尹王章の推薦す所と為り、王章の誅に連坐して、咸は官を免ぜらるも、「起家」して復た南陽太守と為る「成帝初即位(BC32)(略)遷冀州刺史、奉使稱意、徵爲諫大夫。復出爲楚内史、北海、東郡太守。坐爲京兆尹王章所薦章誅咸免官、起家復爲南陽太守〔『漢書』卷六十六公孫劉田王楊蔡陳鄭傳〕」。

とある。成帝の時代、京兆尹王章の推薦を受けていたので、王章が「誅」される事件に連坐して免官となったが、その後「起家」して南陽太守に就官した。「起家」して二千石官任官は、同時代的に普通のことであつたらう。

ところで鮑宣字子都の条の記載、孝廉に挙げられ郎と為るも、病もて官を去る。復た州從事と為る「舉孝廉爲郎、病去官、復爲州從事〔『漢書』卷七十二王貢兩龔鮑傳¹⁶〕。そして薦されて議郎と為るも、後ち病い以て去る「薦爲議郎、後以病去(同上)」という。そして、大司空何武、宣を除して西曹掾と為す「除宣爲西曹掾(同上)」から、宣は坐して免となる。帰家して数月、復た徵せられ諫大夫と為る「宣坐免。歸家數月、復徵爲諫大夫(同上)」という経過を辿る。州從事と議郎、大司空西曹掾から諫大夫という職歴で、他の「起家」事例と比較すると、まず大司空何武の徵召で西曹掾から諫大夫というのが納得の一事かも知れない。「病去官―復爲」「坐免歸家―復徵」とある。この間一度も「起家」と称さないのは何故だろうか。高官の推薦と皇帝直々の召しとが関らないからだろうか。

蕭望之の三子、特に蕭育の「起家」について、蕭育は、

哀帝(BC06-01)時、上、育の耆旧の名臣なるを以て、乃ち三公使用車を以て育を載せ殿中に入らしめ受(授)策して曰く、南郡

の盜賊群輩して害を為す、朕甚々之を憂う。以て太守の威信素より著わせ、故に南郡太守の官を委ぬ。其れ民の害を除くを為し、元を安ずるのみ、小文に拘ること亡かれと。黄金二十斤を加賜さる。育南郡に至れば、盜賊靜まる。病みて官を去るも、「起家」して光祿大夫執金吾と為り、寿を以て官に終る「哀帝時（略）」上以育耆舊名臣、乃以三公使車載育入殿中受策、曰、「南郡盜賊羣輩爲害、朕甚憂之。以太守威信素著、故委南郡太守之官、其於爲民除害、安元元而已、亡拘於小文」。加賜黄金二十斤。育至南郡、盜賊靜。病去官、起家爲光祿大夫執金吾、以壽終於官（『漢書』卷七十八蕭望之傳）。

という。蕭育は哀帝の親任によって南郡太守に就任する。南郡を安定させると病氣を理由に辞任したが、「起家」して光祿大夫執金吾となる。執金吾はもと司隸校尉で、首都圏の治安維持を職務とする。しかし、この「起家」には材料が不足している。経過としては皇帝直々の引き立て、そして病免。そこからの「起家」なのである。蕭育の弟たちも、蕭咸が、後ち免官すも復た越騎校尉と為り護軍都尉中郎將として匈奴に使用して大司農に至り終官「後免官復爲越騎校尉護軍都尉中郎將、使匈奴至大司農、終官（同上）」とあり、「免官―復爲」して大司農で終官。この終官は育の「終於官」の簡略体だろうか。また、蕭由も、制詔すらく、由を免じて庶人と為す。哀帝崩じて復土校尉たり…病む…故官に還歸す。病免して復た中散大夫（光祿大夫諫議大夫と並ぶ天子の下大夫）と為り終官す「制詔免由爲庶人哀帝崩復土校尉…病…還歸故官病免復爲中散大夫終官（同上）」であり、由は一端庶人にまで落ちている。しかし、哀帝崩御後に、復活、病免するが「復爲」して中散大夫となり終官という。この三人、「起家」とあるのは蕭育だけだが、条件はみな一緒なので、咸と由には言及がなくとも、育の起家が咸や由にも適用されたのか、記載を省略したのか。蕭望之の家は、本宗が酈公蕭何で、酈公家は景帝六年に亡後となっている（『漢書』卷十六高惠高后文功臣表）。蕭育の場合は、興國継家とか継世とか言う意味もあるのかも知れない。朱博の場合、朱博が

後將軍に遷り、紅陽侯立（成帝子十侯の一人荒侯立）と相い善し。立、罪有りて国に就く、有司、立の党友を奏し、（朱）博、坐して免となる。後ち歳余にして、哀帝即位（BC06）、博の名臣たるを以て、召見し、「起家」して復た光祿大夫と為り、遷りて京兆尹と為り、数月にして超して大司空（御史大夫、綏和元（BC08）年改称）と為る「久之、遷後將軍、與紅陽侯立相善。立有罪就國、有司奏立黨友、博坐免。後歳餘、哀帝即位、以博名臣、召見、起家復爲光祿大夫、遷爲京兆尹、數月超爲大司空（『漢書』卷八十三薛宣朱博傳）」。

とある。朱博は、紅陽侯立の党友として断罪され免官となる。哀帝即位後に「名臣」として「召見」召し出されて謁見を賜り、「起家」することになる。「起家復爲」して光禄大夫であり、もと御史大夫と呼ばれていた大司空に遷る。この「起家」は帝の「召見」という条件がはつきりしている。朱博の終焉は、鄭唐太后の尊称をめぐる政争で左將軍彭宣らの劾奏（弾劾）を受け、謁者差し回しの伝車での廷尉詔獄（当時の最高法廷）に召還されることに爲った。これは高官への配慮でもあるが、楊郷侯朱博は自殺して、侯国は召し上げられた「假謁者節召丞相詣廷尉詔獄自殺國徐（同上）」とある。弾劾文では、春秋の記事「魯大夫叔孫僑如欲顓公室」と言う故事を引いて、公室をないがしろにした魯の叔孫僑如に擬えられている。

哀帝（BC07-01）時代の丁氏傳氏董賢らによる「起家」して二千石に至る者があつた「哀帝時丁傳董賢用事、諸附離之者或起家至二千石（『漢書』卷八十七下揚雄傳）」という。この「諸附離之者或起家至二千石」という言い方は既に灌嬰の例で見たことと同じである。時代が漢家にとって逼迫してきている。そんな時代の特定できない「起家」である。

劉歆の起家について、

宗室を以て三河郡を典じて宜からず、五原に徙り守たりて、後ち復た転じて涿郡に在り、三郡の守を歴任す。数年にして、病を以て免官となるも、「起家」して復た安定属国都尉と爲る「以宗室不宜典三河、徙守五原、後復轉在涿郡、歷三郡守。數年、以病免官、起家復爲安定属国都尉（『漢書』卷三十六楚元王傳」。

とある。劉歆はもともと宗室で、二千石郡太守を歴任して「以病免官」。哀帝末期（BC01）、再度「起家」して安定属国都尉に任官となった。翟義の「起家」について、翟義は成帝永始二（BC16）年に丞相に爲った翟方進の子だが、

後、翟義は法に坐して免となるも、「起家」して弘農太守と爲り、河内太守に遷り、青州牧となる。居る所名を著し、父の風有ると烈。徙りて東郡太守と爲る「後義坐法免、起家而爲弘農太守、遷河内太守、青州牧。所居著名、有父風烈。徙爲東郡太守（『漢書』卷八十四翟方進傳」。

とある「坐法免」からの「起家」で、治政の評判が高い。このあと王莽の篡奪に謀叛する（居攝二（A.D.07）年）。その鎮定後の処分が、莽、尽く義の第宅を壊ちて之を汙池（水漬け）とす。父方進及び先祖の冢の汝南に在るものを發き、その棺柩を焼き、三族を夷滅して、誅すこと種嗣に及び、皆坑を同くして、棘（葛）五毒（地靈を汚す）を以て之をあわせ葬むるに至る「莽盡壞義第宅、汙池之。

發父方進及先祖家在汝南者、燒其棺槨、夷滅三族、誅及種嗣、至皆同坑、以棘五毒并葬之（同上）。

とあって、宗族の範疇で出来る限り、適方進に掛かる縁者家室人家宅地靈丘冢祖靈にまで処罰を及ぼす。こうして、「家」と、莫然に捉えていたものは、実は国の「四維（『管子』牧民）」の諸特性に抵触するほどに幅広く奥深い概念を持っていたのである。

また、地皇二（AD22）年の記事、

上谷の儲夏（人名）、自から請願して瓜田儀の投降を説かんと。莽は以て中郎と為し、儀を出さしむ。儀の文に降るとあるも、未だ出でず而て死す。莽、其の尸を求めて之を葬り、「起家」せしめて祠堂を為る、諡して瓜寧殤男と曰い、以て其の余を招来せんことを幾う、然れども肯降す者無し「上谷儲夏自請願説瓜田儀、莽以爲中郎、使出儀。儀文降、未出而死。莽求其尸葬之、爲起家、祠堂、諡曰瓜寧殤男、幾以招來其餘、然無肯降者（『漢書卷九十九下王莽傳』）。

とある。この瓜田儀は、臨淮の盜賊で、会稽長州を依阻（根城と）している（天鳳四（AD17）年）臨淮瓜田儀等爲盜賊、依阻會稽長州（同上）」とあるもの。瓜田儀は、後の赤眉の発端となる呂母の衆と同じような扱いである。儲夏が投降自出をすすめる。王莽は、蔓延する盜賊を、強権発動せずに、自主的に投降することを願った。この瓜田儀を利用して、他の盜賊の投降を促そうとした。そこで死体を探して葬礼を施し、「起家」して祠堂を造営、「瓜寧殤男」の名号位を賜った。このような「起家」をどう捉えたら良いのか。同時代的な儀礼的で祭祀的な觀念で帰家の思いを刺激し、人事の及ばない人心収攬を他力本願で期待している。しかし、これに应ずるものは無かった。

以上、『漢書』に見える「起家」は、免官帰家して居家からの「起家」、居家している庶人から拔擢する「起家」などがあり、「家」そのものの大きくて重く、現代の論理では把握しきれない。「起家」があるべき家の形成や積み重ねた家祠家業を背負って地域に根差し、高官の推薦推挙に応じて皇帝の親任するような仕組みに思える。「起家」の後の光禄大夫は、ある意味、劉家公家との関わりを窺わせる。ある者は、前任辭職の際に贖罪して官爵を失っている場合もある。だから「起家」は、失った「家」の家祠家業の復興でもあり、継世興家にも繋がる。「起家」して高官を歴任する翟義とその家室に対する処分や、盜族瓜田儀に対する投降の対価としての「起家」と、それに即した「爲祠堂」や諡号賜与など、「起家」に関わる考慮すべき属性をたくさん窺い知ることができる。人物に対する賞刑が、家室に及び、田宅家祠の付属にまで波及するのである。

続けて「起家」について、『三國志』の記載も検討しよう。陳寿の時代は、黄巾の乱から三国分立の深刻な国内問題を抱え、社会も激変したと言われるが、州県の在家から拔擢登用で、辟召徴召にも応じず、公車招請による起家や、病免免老からの起家、世評に応じた起家を見る事になる。河内太守王匡の「起家」の場合は、『英雄記』からの引用であるが、

王匡徐州に彊弩兵五百を徴発し西のかた京師に詣(至)る。會々(何)進敗れ、匡も州里に還る(泰山、二〇頃)が、「起家」して、河内太守に拝さる「英雄記曰、匡字公節、泰山人。(略)匡於徐州發彊弩五百西詣京師。會進敗、匡還州里。起家、拜河内太守(『三國志』魏書一武帝紀)」。

とある。この頃になると「歸家」が「還州里」へと変わっての「起家」である。

首都圏の扶風から西域に出て活躍した蘇則の「起家」の場合。

蘇則は、少くして学行を以て聞こえ、孝廉茂才に推挙され、公府に辟召さるも、皆就かず。「起家」して酒泉太守と為る「蘇則字文師、扶風武功人也。少以學行聞、舉孝廉茂才、辟公府、皆不就。(突然ですが)起家爲酒泉太守(『三國志』魏書十六任蘇杜鄭倉傳)」とある。郷里の名声が高く官府からの召し出しがあつたが、みな断つていた。ところが突然「起家」して酒泉太守となる。それは、曹操の張魯掃討の頃(建安二十(215)年)のことなので、この「起家」には、採用側曹操の意向があつたと思われる。

韓暨は場合は、本文では無く「評曰」に、「起家」以来高官を歴任して二十年、元老終位(景初二(238)年)「評曰(略)及(韓)暨年過八十、起家就列、柔保官二十年、元老終位(『三國志』魏書二十四韓崔高孫王傳)」とあるが、「起家」の理由や経過が不明確である。正始(240-48)年間、曹爽秉政時に黄門侍郎を辞職して「起家」した傳嘏の場合、

何晏等は遂に傳嘏と平かならず、微事に因て以て嘏の官を免ぜしむ。「起家」して祭陽太守に拝せしむも、行かず「晏等遂與(傳)嘏不平、因微事以免嘏官。起家拜祭陽太守、不行(『三國志』魏書二十一王衛二劉傳傳)」。

とあり、これは「起家」を口実にした、何晏らの策謀らしく、地方に追い出そうとしたもの。祭陽太守を拝命したが、出向しなかった、と言う。「起家」後の地位が不満では無く、政敵の意図を察知しての「不行」、任官拒否だろう。『後漢書』には「未拜」とも見える。

曹爽専柄(正始年間)の風化陵遲が叫ばれていた頃、

(王)基は「時要論」を著して以て世事を切る。疾を以て徴還さるも、「起家」して河南尹と為る、未だ拝せず「時曹爽専柄、風化陵

遲、(王)基著時要論以切世事。以疾徵還、起家爲河南尹、未拜(『三國志』魏書二十七徐胡二王傳)。

とある。「以疾徵還」と言うことで辞職することに為ったようで、「起家」して河南尹の要職に指名されるが「未拜」という。前漢傳殿の「不行」と同じような政權政策に対する不信がこのような拒絶になるのかと思われる。

杜恕の「起家」について年代不詳ながら、杜恕は、

出て弘農太守と爲り、數歳して趙相に転ず。疾を以て官を去るも、「起家」して河東太守と爲る(杜恕)出爲弘農太守、數歳轉趙相、以疾去官。起家爲河東太守(『三國志』魏書十六任蘇杜鄭倉傳)。

とある。病氣を理由に「去官」して「起家」という、想定される動きである。

盧毓の子斑の場合、『晉諸公贊』からの引用である。この注引に、張華は、「起家」して太子舍人たるも、疽を病み手を截り遂に廃たり。朝廷これを器重とし、就家して以て國子博士と爲し、祭酒に遷る「晉諸公贊曰、張華博識多聞、無物不知。浮高朗經博、有美於華、起家太子舍人、病疽、截手、遂廢。朝廷器重之、就家以爲國子博士、遷祭酒(『三國志』魏書二十二桓二陳徐衛盧傳)」とあり、学識拔群の評価を受けて「起家」し、太子舍人となった。ある意味理由が明確である。しかし、病氣で手を切除して「廢」者となるが、才能を惜しまれ「就家」のままで國子博士就任という。

蜀志には「起家」の記載は無し。吳志ではただ一件、張邵の「起家」がある。張邵は孫策の娘、孫權(222頃)にしてみれば姪が張邵の妻であり、二十七歳で「起家」し豫章太守「權妻以策女。年二十七、起家爲豫章太守(『三國志』吳書七張顧諸葛步傳)」に就任したとある。孫權の姪の夫として「起家」と言う意味がありそうである。

劉曄の『後漢書』は、成書の時期が遅く、内容もかなり形式化している。「起家」は全部で三件、梁統伝中所引の『三輔決錄』の士孫奮の記事と、党錮事件以後の張儉、朱儁の記事二件である。

『後漢書』梁統伝注の「扶風人士孫奮」について、

士孫奮は少くして郡五官掾と爲り「起家」し、錢貲を得て一億七千万に至る「摯虞三輔決錄注曰、士孫奮字景卿、少爲郡五官掾起家、得錢貲至一億七千萬、富聽京師也(『後漢書』卷三十四梁統列傳)」。

とあり、「起家」後の官に就いては触れない。また、この「起家」が、京師で評判の大神者となったことで結び、家を起す、出世する

の意味に近い。

党錮事件の中心人物の一人張儉は、

中平元（184）年、解事に当たり、乃ち郷里に還る。大將軍三公並べて辟す。又敦朴に挙げられ、公車もて特徴せられ、「起家」して少府を拜すも、皆就かず「中平元年、當事解、乃還郷里。大將軍、三公並辟、又舉敦朴、公車特徴、起家拜少府、皆不就（『後漢書』卷六十七當錮列傳）」。

とある。「當事解」とは党錮に起因する郷里の諍いに応ずることなのか、辞職も言わず、ただ「還郷里」と言う。家と郷里との境目が怪しくなっているように感じる。公車特徴は官序差し回しの伝車で特別待遇で召し出すこと。¹⁹「起家」後の官も少府と決まったが、彼は「不就」と決めた。後漢以降、「爲（某官）不拜」、「拜（某官）不就」、「爲（某官）不行」という任官拒否が目につく。

また、黄巾討伐で名を上げた朱儁は、明くる年（靈帝中平二185年）の春、転戦先に、

使者を遣し持節して儁を右車騎將軍に拜さる、振旅して京師に還り、以て光祿大夫と爲り、邑五千を増し、更めて錢塘侯に封ぜられ、位特進を加えられる。母の喪を以て官を去るも、「起家」して、復た將作大匠と爲る「遣使者持節拜儁右車騎將軍、振旅還京師、以爲光祿大夫、增邑五千、更封錢塘侯、加位特進。以母喪去官、起家、復爲將作大匠（『後漢書』卷七十一皇甫嵩朱儁列傳）」

とある。典型的な「起家」の流れ、母の喪による「去官」から「起家」して「復爲（九卿）」と言う、典型的な「起家」と確認できる。

以上「起家」の用例を見てみたが、「起家」の用例は多くはない。「起家」は、事前に「免官」「歸家」があつて、居家の庶人あるいは庶士や、もと高官から刑徒に落ちたものでも、それが郷里で賢者の評価の高まったり、旧臣名族という囑望度が高かったり、また、公卿たちの抜群の評価と推挙の上奏があつて、そして召し出して謁見、諮問されて皇帝が親任しする。これが確認できる「起家」の流れのようである。しかし、後漢以降になると、任官拒否も見られる。また、考察すべき「起家」をめぐる問題は、前漢末期にはがほぼ噴出している。たとえば王吉王儁が二代に渡って「起家」したり、蕭育は其の声望と政治力が期待されて、哀帝直々の招聘を受けている。当時の「家」との関係では、「起家」に伴う処置施策が興味深い。翟義は、王莽の篡奪劇に謀叛を起こし処罰されるが、族滅という人的な処罰から、宅地祠祀や地祇精霊までも罰する姿勢が見られる。逆に、盜賊瓜田儀の投降を嘉して、尸に「起家」し祠祀を起こし諡号を与えるという。

国と家との関係で言えば、『漢書』の「起家」は、呉楚七国の乱、淮南衡山王事件によって、宗室諸侯王の刑死や領地召し上げや、分封による弱体化や、功臣家の亡家破家とかが進展していて、その反動として新たな興国起家の風が起ったようにも考えられる。その後も宣帝昌邑王事件 (BC73) がらみで王吉王儒父子の「起家」があったり、成帝初の建始 (BC32-29) 年間の頃には陳咸、王尊の「起家」、哀帝時代 (BC06-01) の蕭育、朱博の「起家」、哀帝の時代 (BC06-01) 丁傅董三氏の権勢と劉歆、哀帝平帝の皇室外家の目まぐるしい興亡が展開する。そして、王莽の篡奪劇、翟義の処罰、そして瓜田儀 (AD22) の「起家」である。能く分らなかった、灌嬰の「薦人或起家至二千石」や丁傅董賢の時代の「諸附離之者或起家至二千石」も、漢家の危急存亡の危険信号の反射だったのではないか、と思える。

三 滅家絶祀から見る家

帰家葬喪という人生終焉の場としての家の整理の経験から、亡国絶祀という諸侯家の最後を伝える史料を整理して、検討を進めて行く。人生最後の時の家で迎えるように、国も最後を迎える。「歸家終」や「終於家」の家は、祭の場であり、形式化したとはいえ孝心の顕彰の場でもある⁽²⁰⁾。司馬遷は「家」をどう捉えていたのか。ここでは、国の最後、『史記』の「爲家人絶祀」の用例から検討して行く。

(晋) 静公二年、魏武侯、韓哀侯、趙敬侯、晋を滅し、後に而して其の地を三分す。静公遷、家人と爲り、晋は絶へて祀られず「静公二年、魏武侯韓哀侯趙敬侯滅晉後而三分其地。靜公遷爲家人、晉絶不祀」(『史記』卷三十九晉世家)。

とある。晋は静公二 (BC376) 年に魏韓趙三国によって三分されて破国し消滅した。この破国が「晉絶不祀」であり、静公は「爲家人」ということになった。「晉絶」は晋の世継が絶たれたこと、「不祀」とは晋の祖廟を維持運営する者、まつる者が絶えたこと。

次いで、周の場合。

周君王赧卒す (BC256)、周の民遂に東のかた亡す。秦九鼎宝器を取り、而て西周公を繆狐に遷す (BC256)。後七歳、秦莊襄王東周を滅 (BC246)⁽²¹⁾す。東西周皆秦に入る、周既に祀られず「周君王赧卒、周民遂東亡」。秦取九鼎寶器、而遷西周公於繆狐。後七歳、秦莊襄王滅東周。東西周皆入于秦、周既不祀 (『史記』卷四周本紀)。

とある。「赧王卒」について、正義は、『帝王世紀』に云へえらく、名は誕と。天子の位号に居ると雖ども、諸侯の役遍す所と為り、家人と異なる無し。名は民に責を負うも、以て帰を得ること無しと、乃ち台上りて之を避く、故に周人其の台を名けて逃責台と曰う(帝王世紀云名誕。雖居天子之位號、爲諸侯之所役遍、與家人無異。名負責於民、無以得歸、乃上臺避之、故周人名其臺曰逃責臺(同上))とある。戦国の世にあって周王がこのように描かれている。また、「周既不祀」について「索隱は、既とは、尽す也。日、食して尽きる、既と曰う。周祚尽く滅び、祭祀を主どるもの無しを言う(索隱、既、盡也。日食盡曰既。言周祚盡滅、無主祭祀(同上))とある。亡国や滅国とは、王家が滅亡する、王家の受け継いできた祭祀が断絶して消滅すること。「家人」には祭祀を掌る権限が無い。周王室の消滅については、「秦本紀」昭襄王の条には、「五十一(BC256)年、(略)西周君秦に背き、諸侯と從(合從)を約し、天下の銳兵を將いて伊闕を出で秦を攻め、令秦をして陽城を通ること得ざらしめんとす。是において秦將軍摎をして西周を攻めしむ。西周君走げ来たりて自ら歸し、頓首して罪を受け、尽く其の邑三十六城を、口三万を献ず。秦王献を受け、其の君を周に歸す。五十二年、周民東のかた亡ぐ、其の器九鼎は秦に入る。周初めて亡ぶ(五十二年(略)西周君背秦、與諸侯約從、將天下銳兵出伊闕攻秦、令秦毋得通陽城。於是秦使將軍摎攻西周。西周君走來自歸、頓首受罪、盡獻其邑三十六城、口三萬。秦王受獻、歸其君於周。五十二年、周民東亡、其器九鼎入秦。周初亡(『史記』卷五秦本紀)」とあり「周初亡」と記す。初亡とは莊襄王元(BC249)年の東周滅亡の前段階であったことによる。この五十一年の赧王の施策によって、事実上周王が領土と国民を捨てて投降、秦統治下の故地に帰えされ、王のみが莊襄王元年の卒まで延命、赧王卒後の翌年に周は秦に併合となる。だから「赧王崩」とは記されない。

『史記』では魯の場合に記事が多いようである。

楚魯を滅す、頃公下に遷り、家人と為り、祀を絶つ「楚滅魯、頃公遷下、爲家人、絶祀(『史記』卷十五 六國年表)」。という簡明なもの。また頃公、

二十四(BC249)年、楚の考烈王、魯を伐滅す。頃公亡げ、下邑に遷り、家人と為り、魯祀を絶つ。頃公柯に卒す「二十四年、楚考烈王伐滅魯。頃公亡、遷於下邑、爲家人、魯絶祀。頃公卒于柯(『史記』卷三十三魯周公世家)」。

ともある。また、

楚の考烈王、魯を滅し頃公家人と爲る、周の滅後六年のことなり「楚考烈王滅魯頃公爲家人、周滅後六年也(『漢書』卷二十一下律

曆志」。

ともある。「楚世家」にも当該の記事があるが、卞は下邑のこと、滅国とあっても、頃公は「遷下（索隱、下邑謂國外之小邑、或有本作下邑）」、あるいは「遷於下邑」とあって、逃亡して存命するが、「國」としては機能しておらず、或いは征服者楚の孝烈王に見逃されて「爲家人」と称したか。頃王は柯（杜預云、柯齊邑今濟北東阿也）で卒した。卒とあってもその葬礼がどのようなであったかは記されていないが、三所とも「絶祀」と記される。

『史記』は、このように晋静公遷の「爲家人」「晉絶不祀」となったこと、周王赧の「周既不祀」となったこと、頃公の魯国滅亡と「爲家人」「絶祀」となったことを記す。これらは、これが「亡國絶祀」の典型を示していると見てよいであろう。「家」という捉え方は、戻太子事件の火付け役とされる江充について、「而族滅江充家（『漢書』卷六十三武五子傳）」と記され、族滅する「江充家」と言うのは、江充を標識とする「家」に属する人々「家人」を対象にすることであろうか。それでは王公が亡国破家を経て「爲家人」となるという、この「家人」とはどのようなものなのか。

楚漢抗争時魏王であった魏豹は、始皇帝統一以前、魏公子で、其の兄の魏咎も、

故は魏ありし時には封ぜられて寧陵君為りしに、秦、魏を滅せば、咎を遷して家人為らしむ「魏豹者、故魏諸公子也。其兄魏咎、故魏時封爲寧陵君。秦滅魏、遷咎爲家人（『史記』卷九十魏豹彭越列傳）」。

とあり、魏咎について、封君の地位にあった公子が、滅国に伴い「爲家人」となる。これは亡国破家の一側面で、宗族を構成する公子に科せられる処置ではないか。このような「爲家人」という処置は繰り返し現れる。

欒布の「爲家人」は、「欒布者、梁人也。始皇王彭越爲家人時（『史記』卷一百季布欒布列傳）。同じく、「欒布梁人也。彭越爲家人時、嘗與布游（『漢書』卷三十七季布欒布田叔傳）。」とある。陳勝吳広の乱以前のこととして、後に梁王となる彭越は「爲家人」と称していた時、欒布と遊行したと言う。彭越の「爲家人」について、集解では「居家の人、官職無きを謂ふ也（『史記』同所）」また、師古曰は「家人、猶ほ編戸の人を言ふ也（『漢書』同所）」とある。「爲家人」の「家人」は「居家の人」、また「官職無き人」であり、「編戸の人（戸籍に登録された人）」の扱いなるといふことである。爲家人とは、某家の家人となることなのか。王家公家の家人とどう異なるのか。

上官安が関わった丁外人の処遇をめぐる事件で、大將軍霍光を謀殺し昭帝を廢位に負い込もうと画策した上官安の言道のなかに、安曰く、麋鹿を逐うの狗は、当に菟を顧みるべきにや。且に皇后の尊為るを用てすも、一旦人主の意移る所有らば、家人と為らんと欲す雖どもまた得べからず、此れ百世の一時なり「因廢帝而立桀。或曰「當如皇后何」。安曰「逐麋之狗、當顧菟邪。且用皇后爲尊、一旦人主意有所移、雖欲爲家人亦不可得、此百世之一時也」(『漢書』卷九十七上外戚傳)。

とある。事態が進展して走りだしてしまつた以上、余所見は出来ない。今の立場は身内の皇后の尊嚴に依るとしても、お上の気持ちが変われば、家人にして欲しいと思つても適わないこと、今は千載一遇の好機、と言ふことである。ここの「爲家人」について、師古は、「家人、凡そ庶匹夫を言ふ」と言ふ。「爲家人」の「家人」は「諸匹夫」でもある。また、

王莽時、皆漢の藩王を廢して家人と爲すも、(劉)嘉獨り符命を獻するを以て扶美侯に封じ、姓王氏を賜う「王莽時、皆廢漢藩王爲家人、嘉獨以獻符命封扶美侯、賜姓王氏」(『漢書』卷六十三武五子傳)。

とある。王莽の國權篡奪は、漢公室を構成の諸侯王家に対して、諸侯國(漢の藩王)の廢絶とそれに伴う「爲家人」化が実行された。これは、嘗て周魯晋の各王家公家が経験したことである。また同時に西羌や匈奴の侯王にも類似の施策が適用され、辺境反乱の一因となつた。この一連の処置には、宗族の宗教儀礼的施設や習俗も問題となり、あるいは宗廟の破毀絶祀にも及んだことだろう。しかし、王莽に「符命」信任状を提出した公室の劉嘉だけ扶美侯に封ぜられ王氏の姓を下賜せられた。このことは家祀を存続できたが、劉家の家祀からの変更を來す。前述の翟義瓜田儀の家に對する処置と合わせて勘案する所となろう。

王莽の施策の被害者の一人、衛后は、

日々夜々、啼泣して帝(平帝)に見えんことを思ふも、而して但だ戸を邑に益さるのみ。宇(王莽の長子)もまた教えて上書して京師に至らんことを求めしむ。会々事發覺し、莽、宇を殺し、尽く衛氏の支屬を誅す。(帝舅)衛宝の女中山王后爲るも、后を免じ、合浦に徙す。唯だ衛后のみ在り、王莽國を篡うや、廢して家人と爲し、後ち歳余にして卒せば、孝王(廢され庶人とされている)の旁に葬むる「衛后日夜啼泣思見帝、而但益戸邑。宇復教令上書求至京師。會事發覺、莽殺宇、盡誅衛氏支屬。衛寶女爲中山王后、免后、徙合浦。唯衛后在、王莽篡國、廢爲家人、後歳餘卒、葬孝王旁」(『漢書』卷九十七下外戚傳)。

とある。王莽の後宮で処分は熾烈で、些細な理由で多くの后姫王后や母族外家が誅殺されたり、「爲家人」の処分を受けている。王家公

家の滅亡には、母族外家も巻き込まれざるを得ない。こうした事情で「爲家人」の「家人」を「居家の人」、また「官職無き人」であり、「編戸の人（戸籍に登録された人）」と解し、また、「諸匹夫」ともある。

しかし、家を持つている莫然とした威厳ある面相は、家の主によるその家が内包する「家屬」によって形成される。従来の家人解釈では、釈然としないものを感じる。名目の主が廃となり「爲家人」となると継嗣はどうなるのか。「家人」には、支えきれない先代から受け継いできた家の重さという様なものがある。『雲夢睡虎地秦墓竹簡』では家人と家臯（罪）の語を用いた律文が見える。

「家人之論」とは父時の「家臯」なり。父死して之を捕告すも聴く勿れ「家人之論、父時家臯毆。父死而捕告之、勿聽（476（秦簡の整理番号、以下同じ））」。

と規定される。父存命中の家内の犯罪は、「家臯」と呼ばれ、容疑者を拘束して起訴しても、「勿聽」告訴を棄却するという。律文の「家人」は、前掲「爲家人」の「家人」とは異なるようである。まず「家臯」の範囲は「可謂家二臯二者、父殺傷人及奴妾。父死而告之。勿治（476）」とあるように、存命中の父の人及び奴妾の殺傷害、また、「可謂家臯●父子同居、殺傷父臣妾畜産、及盜之（478）」とあるように、父子同居が起こした父名義の臣妾畜産の殺傷もしくは窃盜と案件が限定される。このような「家臯」は、父を中心とした父子同居（父の兄弟姉妹）を核とする家屬（臣妾）畜産を網羅する。しかし、「二年律令」本文には「家人」の用例はない。家人は、『唐律疏議』などの唐代法令の用語として、出土文献の用語説明に引用されることが多い。縁坐の法規定では、「同居」の語を用いている。

同居者について「同居所當坐」「同居」は必ず「坐」縁坐する。「法律答問」では、盜罪やその他の犯罪では、「同居」はまさに「坐」すべき所、では何を「同居」というか。「戸」の同居を為すものは「隸」に坐す。「隸」は戸に坐せずの謂い「盜及者它臯、同居所當坐。可謂同居●戸爲同居坐隸二不坐戸謂毆392」であるとする。「隸」一字の解釈如何だが、「戸」という枠組みの中に「同居」が設定される。「同居」について、室からみてる。

小畜生が入室に侵入したので、室人が小畜生を殺してしまった「小畜生入入室二人以投挺、伐殺之（462）」と言う事実。甲が某所で一錢未滿だが窃盜を働き、乙の室に行った「甲盜不盈一錢行乙室（380）」と言う事実。自殺があり、その室人（同居者）が、届け無しで埋葬した「或自殺。其室人弗言吏、即葬埋之（447）」と言う事実。

何を「臧人」と言うのか。「臧人」とは犯人甲がその衣錢をとって、乙の室に匿藏す「可謂臧二人二者。甲把其衣錢、匿臧乙室（575）」

と言う事実。ここで、何が何処で起こったかと言う時、「家」で無く「室」であること。主犯は「家」ではなく、「室」が犯行や物件隠匿の現場となる。また、甲乙二人が丙丁らを捕らえ、その室を搜索して証拠の「錢鎔」を得て「來詣」出頭した「(盜鑄此錢) 甲乙捕索其室而得此錢容來詣 (600) 之」とある事実。これも「家」で無く「室」での現行犯逮捕ということになる。これが「按之校上 (奏瀝書 21)」と言っているのだらう。

「封診式」群盜の条、丁ら以て某時、某里士伍己庚辛らと強攻群盜をなし、某里公士某の室より錢万を盜し去亡す「羣盜 (605) (略) 丁、以某時與某里士五己庚辛、強攻羣 (608) 盜某里公士某室。盜錢萬去亡 (略) (609)」という事実であり、事件は某里の士伍某の「室」で起こっている。「封診式」告子の条、親不孝で実子を捕縛すること。捕縛吏が牢隸臣とともに容疑者を「某室」で確保する「爰書與牢隸臣某、執丙得某室レ (631)」とある。「封診式」賊死の条、「令史某爰書」現場担当者の現場検証と検死人の報告「即甲診男子死在某室、南首正偃 (略) (636)」とあって、被害者男子の遺体は頭を南向きして俯せの状態で「某室」に確認した事実。「封診式」經死の条、検死報告書では、某里の里典 (里の長) 甲が里人丙が其室で縊死、その故を知らず、來告す、と曰した「爰書某里典甲曰、里人士五丙經死其室、不智故來告 (643)」とある事実。縊死現場が「其室」は、縊死した本人の室と思われる。「封診式」出子の条、この件は暴行による切迫流産「有訊甲室人甲到室居 (666) 處及復痛子出狀 (667)」暴行による流産として訴えられた事件の検証に被害者甲の「室人」の証言で「室居處」に到つて復痛 (腹痛) を催し出子 (流産) に及んだ実情が語られる。乱闘後、「到家居處」ではなく「到室居處」であること、被害者が帰つて來たのは「室」である事実。「室」は生活の場であること、そして事件現場となることがあり、捜査対象として「室」が取り上げられる。

また、室の内情については、「秦律十八種」司空律に、大齋夫官齋夫が有罪の判決を受け「居貲贖責 (辨濟の労役)」となった場合、本人が「耆弱相當」、老弱衰耗の規定に即応しているなら身替わりを認める。公事を「作務」して、賈市賣買して損失を出した場合は身替わりを認めない「大齋夫丞及官齋夫有辜、居貲贖責。欲代者耆弱相當、許之。作務及賈而負責者、不得代。一室二人以上居 (903) 貲贖責、而莫見其室者、出其一人、令相爲兼居之。居貲贖責者、或欲籍人與並居之、許之。毋除繇戍 (904)」とある。「一室二人」は内同居の様子、同居の室人が二人以上、同時に「居貲贖責」となつて、その「室」を管理する者がいなくなる場合、つまり、「居貲贖責」の辨濟勞役を負担する者は、通常一人なのに、同時に二人が「居貲贖責」となった場合、家には複数の徭役負担能力があることになる。その

一人を役に出して相ともに兼居するものと為さしむ。一人で二人分の「居貲職責」を負うと言うことなのか。また、「居貲職責」者が第三者を籍書してともにこれに「竝居」しようとする者は許可するともあるが、そのために徭戍を免除することはない。

「法律答問」、「室人」は一室尽く罪人に縁坐するの謂である「可謂室人、可謂同二居二獨戸母之謂毆●室人者一室、盡當坐辜人之謂毆571」とある。この「獨戸母」は不詳。何を「室人」と謂い、何を「同居」と謂うか、「同居」とは「獨戸母之」の謂である。しかし、「獨戸母之」の「母」は「母」に近似なので、「獨戸母之」ではと疑ってみる。一つのとびらあるいは門内で他に行くところがない、と解せる。392簡は「戸」の視点から、571簡は「室」の視点からと帰結できる。

「戸」は口で数えられるから「同居」人もすべて口で平等に把握できる。「室人」と「同居」がほとんど同じ人々を対象とするなら、同じ対象を違う視線から見してみる。「封診式」封守の「室人」は、「●甲室人一〇〇 宇二内、各有戸、内室皆瓦蓋、木大具門桑十木」とあり、これが容疑者甲の「室人」の人以外の概要、家人など人に関する項目は、次の「●」以降に記述される。容疑者甲の「室人」は、「二字二内」それぞれの部屋には「戸」があり、内室はみな「瓦蓋」で、「木大具」「門桑」十木と数えられる。この「戸」はとびら、整理小組は「門」と解している。「封守」の「家人」は不動産が先に書かれ、その後に「妻」逃亡中、「子大女子」未婚、「子小男子」「臣」「妾小女子」と、この家は夫婦二子臣妾の六人である。これらがセットになって「室人」というわけで、「法律答問」の「室人」と「封診式」の「室人」とでは印象がだいぶ違う。「法律答問」の方では人だけの印象が強いが、「封診式」の方は田を抜いた宅妻子臣妾衣器を含む。すると「同居」もそれぞれ「戸」によって限られた空間に一緒に住んでいる者たちで、全体が縁坐で為収対象となるが、臣妾は妻子とは別の動産扱いになること⁽²³⁾で、「隸不坐」の文言になるのではなからうか。

四 自天子至士庶人——国からの視線

劉向『說苑』に次のようにある。

秦始皇帝、五帝は賢に禪り、三王は世継ぐ。孰れか是れ將に之を為さんとす、との問いに、鮑白令之が、天下官なれば則ち賢に譲るは是なり。天下家なれば則ち世継して是なりと。故に五帝は天下を以て官を為し、三王は天下を以て家と為す「秦始皇帝既吞天下、

乃召羣臣而議曰、古者五帝禪賢、三王世繼孰是將爲之。博士七十人未對、鮑白令之對曰、天下官則讓賢是也。天下家則世繼是也。故五帝以天下爲官、三王以天下爲家（『說苑』卷第十四至公）。

との問答である。これは、宣帝への諫言として蓋寛饒が、「韓氏易傳」の同様な文言「五帝官天下、三王家天下、家以傳子、官以傳賢、若四時之運、功成者去、不得其人則不居其位（『漢書』卷七十七蓋諸葛劉鄭孫母將何傳）」を用いた事に比べられようが、五帝は「官」の天下、三王は「家」の天下という対比で、天下が官であれば徳の如何が継承の鍵と爲り、徳の体得者として賢者に世を継承させる論理となる。天下が家であるならば父から子に世を継ぐ。そして、また董仲舒も、「王者が諸侯に封ずるは、之を官にするに非ざるなり、代を以て家と爲すを得るなり（又董仲舒曰、王者封諸侯、非官之也、得以代爲家也（『史記』卷三十一吳太伯世家）」と言っている。

国から見て、「官」としての天下は縦系列で序列化され、『荀子』は、また、富国篇には、「故に、天子より庶人に通ずるに事の大小多少はこれに由りて推す（故自天子通於庶人、事無大小多少、由是推之（『荀子』富國）」とか、王霸篇には、「故に、天子より庶人に至る（故由天子至於庶人也。莫不聘其能得其志（『荀子』王霸）」とかの指摘は、頂上の天子から末端は庶人までを貫く何かがあること。同じく王霸篇に、「または是の如きは臣下の百吏庶人に至る（如是則臣下、百吏至於庶人、莫不修己而（同上）」とか、彊国篇の、「君臣上下貴賤長少、庶人に至るまで（君臣上下貴賤長少、至於庶人、莫不爲義、則天下孰不欲合義矣（『荀子』彊國）」とあって、天子から以下、庶人に至るまでには君臣の上下や身分の貴賤、また年齢の長少の別がある。その具体的な別が、功績による場合、「大功已に立たば、則ち君は其の成を享受し、群臣は其の功を享受す。（群臣は）士大夫は爵を益され、官人は秩を益され、庶人は祿を益さる（大功已立、則君享其成、群臣享其功、士大夫益爵、官人益秩、庶人益祿（『荀子』彊國）」のである。君はその成果を自分のものにする。群臣は、その功しを享受して士大夫なら爵を益し加えられ、官人ならば官秩が増し加えられ、庶人ならば田祿（田宅）が益し加えられる。君臣上下貴賤長少の別とは士大夫官人庶人の個別な特性の事であろう。さらに正論篇では、「三公は軫を奉じて納を持ち、諸侯は輪を持して輿を挟み馬を先にし、大侯は後に編み、大夫は之に次ぎ、小侯元士は之に次ぎ、庶士は介して道を夾み、庶人は隱竄して敢へて居を視望す」と莫し（三公奉軫持納、諸侯持輪挾輿、先馬大侯編後、大夫次之、小侯元士次之、庶士介而夾道、庶人隱竄、莫敢視望居（『荀子』正論）」とある。見えない徳性が官に規定され可視化されて序列と爲り、仕組みとなる。『儀禮』王制篇の構成を彷彿とさせる所である。

三公、諸侯、大侯、大夫、少侯元士、庶士が天子に就いて行動をとにもするが、庶人は、隠れ竄（散）げて君の居られるところを視つめ

たり望見したりはしない。ここに、庶士と庶人の別があつた事が窺えるのである。

葬儀においても、人の上下貴賤は、

それが天子の喪なれば、四海を動かし諸侯に属（屬）す。諸侯の喪なれば、通国を動かし大夫に属する。大夫の喪ならば、一国を動かし脩士に属（屬）す。脩士の喪なれば、一郷を動かし朋友に属（屬）す。庶人の喪なれば、族党を合せ州里を動かし、刑余罪人の喪なれば、族党を合せるを得ず、独り妻子に属（屬）すのみ「天子之喪動四海屬諸侯、諸侯之喪動通國屬大夫、大夫之喪動一國屬脩士、脩士之喪動一郷屬朋友、庶人之喪合族黨動州里、刑餘罪人之喪不得合族、黨獨屬妻子（『荀子』禮論）」。

とある。こうして、諸侯、大夫、脩士、庶人の葬儀には、同輩を騒がさせ、信頼できる目下の者に儀式を取り仕切らせる。ここでは、刑余の罪人の葬儀まで言及している。『韓詩外傳』でも、天子より庶人に至る「故自天子至於庶人、莫不稱其能、得其意安樂其事、是所同也（『韓詩外傳』卷第五）」とある。また、『孟子』には「古者棺槨無度、中古棺七寸、槨稱之自天子達於庶人、非直爲觀美也（『孟子』梁惠王上）」、あるいは「服紆粥之食、自天子達於庶人、三代共之（『孟子』滕文公上）」と、天子より庶人に達す（至る）、という言い方が見える。前者は、棺郭における同軌性内の序列であり、顕榮はその規模規格の大小によってあらわされること。後者は、礼法中の食事も同軌性内の序列が顕わになることに示している。家と国の関係については、

万乗の国のその君を弑するのは必ず千乗の家、千乗の国のその君を弑するのは必ず百乗の家「萬乗之國弑其君者、必千乗之家。千乗之國弑其君者、必百乗之家（『孟子』梁惠王上）」。

とあって、国と家の関係が示されている。ここに万乗の国に対する千乗の家、千乗の家に対する百乗の家は王に対する諸侯、諸侯に対する大夫のこと。大夫は擅官であつて、士庶人はその身一身に止まるという（『韓詩外傳』五）。士と庶人とは「士庶人」と呼ばれ一体となっている。孟子は問う、「王、何を以て吾が国を利すや」と曰い、大夫、何を以て吾が家を利すと曰い、士庶人、何を以て吾が身を利すと曰う（王曰、何以利吾國。大夫曰、何以利吾家。士庶人曰、何以利吾身（『孟子』梁惠王上）」とあり、王は国、大夫は家、士庶人は自分自身について問うのであり、大夫が家として捉えられている。また、また、そして家の大きさを示す百乗、大夫において官と家が具わるようである。家の大きさか、家の格か位か。自皇帝（天子）至士庶人、上から下降する論理であり、下から上昇する論理ではないようだ。

国の縦系列の序列は、『孟子』萬章下(『春秋繁露』爵國篇、『儀禮』王制とは体裁が異なる)に、大国は地方百里の封邑であって、君は十卿分の禄。卿の禄は四大夫分、大夫は上士に倍し、上士は中士に倍し、中士は下士に倍す。下士は庶人の在官者と同禄。禄は以て代うに其(後掲「上農」相当の産)の耕に足る。次国は方七十里で卿の禄は三大夫分、以下同文。小国は方五十里で、卿の禄は二大夫分、とある。本文は、次のようにある。

大國地方百里君十卿祿、卿祿四大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士 與庶人在官者同祿祿足以代其耕也。

次國地方七十里君十卿祿、卿祿三大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士 與庶人在官者同祿祿足以代其耕也。

小國地方五十里君十卿祿、卿祿二大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士 與庶人在官者同祿祿足以代其耕。

耕者之所獲一夫百畝、百畝之分、上農夫食九人、上次食八人、中食七人、中次食六人、 下食五人、庶人在官者其祿以是爲差也。

ここに繰り返されるように、「下士」と「庶人在官者」は「同祿」であり、『儀禮』王制に「諸侯之下士視上農夫」に応じるものである。こうして庶人と士の禄による接点が明かされ、「庶人在官者」は、其の禄、是を以て差と為するのである。そして、耕者の一夫百畝に獲る所の百畝の收獲、上農夫九人の食は、諸侯の下士の禄に等しい、とすることである。このような「農夫」が、孟子では在国(都城邑)では「市井の臣と曰い、在野(郊外)では草莽の臣と曰う(孟子曰在國曰市井之臣在野曰草莽之臣皆謂庶人(『孟子』萬章下))」と云うのに対応するのではないか。また、『儀禮』王制篇には、「小國方五十里」の下に、「附庸(天子之元士視附庸(『儀禮』王制))」について方三十里以下の「名」、「字」、「氏」が設定されていたようである。

『孟子』萬章下の文は、『禮記』王制や『春秋繁露』爵國にもほぼ同文で掲載されているが、国の秩序を「祿(田積と収量)」で序列したものである。だから、また「庶人在官者」はある程度の資産、「恆産(梁惠王上)」、そして「百金中人十家之産(『漢書』文帝紀贊)」にも繋がると思われるものが、漢代の士人の共通概念として沈潜しているのではないだろうか。

また、「庶人在官者」という言い方について、『史記』始皇本紀に見られる始皇三十三(BC214)年咸陽宮における丞相李斯の言、「今天下已定、法令出一、百姓當家則力農工、士則學習法令辟禁」とは、帝国の統治の支柱として、法令一統下に期待される百姓当家たれば則ち農工に力め、士ならんとせば則ち法令辟を学習と、いう思いが窺える。

以上から、家の中味が家室であり、戸で把握され、室人の構成が口と人によって数えられるのであろう。国の視点では一律、士庶人で

あり、士庶人は士と庶子、あるいは庶士と庶人である。

武帝時代の後半時代には、

元鼎五（BC113）年秋（略）中国多事。天子海内を巡狩して、上古の神祠を修め、封禪して礼楽を興す。公家用少く、桑弘羊等利を致し、王温舒の峻法に属し、兒寛等文学を推して九卿に至しめ、更めて用事を進むも、事丞相に決するに関せず、丞相醇謹すのみ「元鼎五年秋（略）中国多事。天子巡狩海内、修上古神祠、封禪、興禮樂。公家用少、桑弘羊等致利、王温舒之屬峻法、兒寛等推文學至九卿、更進用事、事不關決於丞相、丞相醇謹而已（『史記』卷一百三萬石張叔列傳）」。

とあり、「公家」の用少なしと称している。公家用は国用で、公家は国（国家）ということ。また、「今、公の謂う所の賢者は、（略）親を顧みず、法を犯して民を害し、公家を虚しうす（今公所謂賢者、皆可爲差矣。（略）食飲驅馳、從姬歌兒、不顧於親、犯法害民、虛公家（『史記』卷一百二十七日者列傳）」ともある。

凡そ群臣の秦に事えんと言う者、皆姦人にして、忠臣に非らざるなり。夫れ人臣と為りては、其の主の地を割きて以て外交を求とは、一時の功を偷取し而して其の後を顧みざる、公家を破り而て私門を成し、外は彊秦の勢を挾えて以て内は其の主を劫し、以て割地求むにり、願わくは大王孰れか之を察せよ「凡羣臣之言事秦者、皆姦人、非忠臣也。夫爲人臣、割其主之地以求外交、偷取一時之功而不顧其後、破公家而成私門、外挾彊秦之勢以內劫其主、以求割地、願大王孰察之（『史記』卷六十九蘇秦列傳）」。

とあり、公家と私門の対比が見られる。私家と公家の対比では、李斯の献策の中に、

田常簡公の臣と為り、爵列国に敵うもの無く、私家の富公家と均し、恵みを布べ徳を施し、下は百姓を得、上は群臣を得る「田常爲簡公臣、爵列無敵於國、私家之富與公家均、布惠施徳、下得百姓、上得羣臣（『史記』卷八十七李斯列傳）」。

とある。この「私家」は「田常家」のことであり、「公家」とは「齊公家」齊簡公の事である。また、

（田）文曰く、君（父田嬰）用事して齊に相たりて、今に至ること三王たり、齊国に広（領土）を加へず而て君は私家に富万金を累ねるも、門下に一人の賢者も見（現）われざるなり。（略）今君また尚を積を厚くし藏えを余して、欲以て何人か知らざる所に遺こし、而して公家の事を忘れて日々損う、文竊かに之を怪しむ（田）文曰「君用事相齊、至今三王矣、齊不加廣而君私家富累萬金、門下不見一賢者。（略）今君又尚厚積餘藏、欲以遺所不知何人、而忘公家之事日損、文竊怪之（『史記』卷七十五孟嘗君列傳）」。

とあるが、「君私家」は「田嬰家」で、「公家」は「斉公家」ということになる。

また、軍法による処分として、『尉繚子』重刑には次のように規定されている。

千人以上を將ひ、戦ひて北ぐ、守りて降る、地を離れて衆を逃す有るをば、命じて国賊と曰う。身は戮し家は残、其の籍を去り其の墳墓を發き其の骨を市に暴す。男女は官に公す「將自千人以上有戦而北守而降離地逃衆命曰國賊身戮家殘去其籍發其墳墓暴其骨

於市男女公於官（『尉繚子』重刑令第十三）。

とある。千人以上を統率して、逃亡や投降し兵を逃散させた場合「國賊」と規定して「戮身殘家」に処す。「籍」とは『商君書』にもある「屬籍」のことであろう。籍から削除して、先祖の墳墓を發いて埋葬されていた遺骨を市にばらまき、家の男女、息子娘を「公於官」の処分にする。この「公於官」を、「尉繚子直解」では公に没入して奴婢とすると解しているが、秦漢律の「爲收」処分に近い。²⁴

百人以上を將ひ、戦ひて北ぐ、守りて降る、地を離れて衆を逃す有るをば、命じて軍賊と曰う。身は死し家は殘、男女は官に公す「自百人以上有戦而北守而降離地逃衆命曰軍賊身死家殘男女公於官（同上）」。

とある。百人以上を統率して逃亡や投降や兵を逃散させた場合、「軍賊」と規定し、「殺身殘家」で、家の男女を「公於官」とすることになる。千人の時に比べ、去籍から「暴其骨市」の措置が省かれている。この省かれた部分は、前述した翟義に対する処罰に似ている。また、『二年律令』では、

城邑亭郭を以て反し、諸侯に降る及び守りて城亭郭に乗（上番）り、諸侯人來攻盜すに堅守せず而して之を棄去し、若くは之に降る及び謀反す者は皆要斬とす。其の父母妻子同産、少長と無く皆棄市とす。其れ謀反に坐す者、能く偏捕す若くは吏に先告すものは、皆坐す者の罪除す「以城邑亭郭反、降諸侯及守乘城亭郭、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、若降之及謀反者、皆⁰⁰¹要斬。其父母妻子同産、無少長皆棄市。其坐謀反者、能偏捕若先告吏、皆除坐者罪⁰⁰²（『二年律令』賊律）」とある。このように、『二年律令』では其父母妻子同産は無少長皆棄市となっている。

国賊と軍賊の当事者については、本人は、「腰斬」もしくは「身戮」「身死」、しかし家残がどう言う処分なのか。父母妻子同産を棄市にではないにしろ、「男女公於官」という措置はどういうことなのか。『尉繚子』東伍十六では、「東伍之令曰五人爲伍、共一符。收於將吏之所亡伍、而得伍當之。得伍而不亡、有賞」とあって、軍は伍単位 of 得失、敵伍の捕獲斬首数と自伍の死亡被捕獲数の評価をしたので

あろう。また、「亡伍不得伍身死家殘」や「亡長不得長身死家殘」という規定も見える。『尉繚子直解』では、長は什長伯長のこととしてゐる。ここでも「家殘」が不明な処置である。何故家が殘となるのか。

ところで劉向『新序』に春秋楚の知音で有名な鍾子期の逸話が載っている。

鍾子期は、夜、磬を撃つを聞き而て悲しむ（略）且に召して之に問いて曰く、何なりや、子の撃磬の悲しきこと此のごとし、と。対えて曰く、臣の父人を殺し而して得たりて生きず。臣の母得たるも生きて而して公家の隸と為る。臣得たり而して公家の撃磬の臣と為る。臣の母を睹ざることに三年なり。昨日市に舍を為し而して之を睹る。意は之を贖わんと欲すれど而して財無く、身も又公家の有なり。是を以て悲しむなり「鍾子期夜聞擊磬者、而悲。（略）且召問之曰、何哉、子之擊磬若此之悲也。對曰、臣之父殺人而不得生。臣之母得生而爲公家隸。臣得而爲公家擊磬。臣不睹臣之母三年、於此矣昨日爲舍市而睹之。意欲贖之而無財、身又公家之有也。是以悲也（劉向『新序』）」。

とある。父親の殺人に縁座して為收（收斂）となった母子の顛末といえる。律に言う「收斂」をここでは、「爲公家隸」「爲公家擊磬」、また「公家之有」と言っている。また、『尉繚子』重刑「身戮家殘（略）男女公於官」とある「公於官」が收斂であり公奴婢とも注され、「公家隸」という言い方から、隸臣妾に当たり、身柄を贖うことができるらしい。しかし、隸臣妾、城旦舂、鬼薪白粲は官の監視下の刑徒で「家室居民里」できない。「秦律十八種」にも、

舂城旦の徭役に出でし者、敢えて市に之くと及び舍の闔外に留ること毋かれ。当に市中を行くべき者には回りて行かしむ勿れ「舂城旦出繇者、毋敢之市及留舍闔外。當行市中者、回勿行（914司空）」。

と規定されており、また、隸臣妾、城旦舂、鬼薪白粲は、没入官された者で、市への出入りも、門外での止舎も赦されない。よって、「家室の民里中に居す」はあり得ない。

『新序』の公家隸は、私家の臣妾ならば「封守」の室人の項目に入り、秦簡司空律が禁止している「家室居民里中」に居住することになるから、「公家擊磬者」は「收斂」の扱いに近い。

終わりに

以上、「起家」を手掛かりに秦漢漢簡と同時代の「家」について、同時代的に思考しようとして試みた。『史記』『漢書』の記載は豊富とは言えない。しかし、司馬遷は何を見て「起家」と呼んだのか、それは官の問題だったのか、家の問題だったのか、と問うてみた。また、この史料整理で、「起家」が武帝期に震源があること、そして武帝時代以降、「起家」が要請される大波が定期的の起こる。それは、漢家危急の時であり、呉楚七国後の武帝草創期、対匈奴戦線拡張期、昌邑王事件の際、成帝元帝の官界停滞期、哀平間帝威失墜と外戚の騒擾事件の際、王莽の篡奪事件と反乱激化の対策としてなどに「起家」が発生した事実。また、後漢では党錮黄巾に際して、曹操の張魯討伐、正始年間曹爽専政期に発生し集中している事実。これらは「起家」が単なる招請任官の語では無く、至って政治的配慮になる行為であったことを窺わせる。

また、並行して「起家」の史料整理から、家の持つ様々な特性が浮かび上った。庶子―戸―家の関係性であり、家の中心であり世継ぎして更新する家祀、国から見れば、家は地位と力の実質を伴った序列になるから、庶人在官者―下士―上農食九口とあるのも肯けよう。そして、家―官―大夫の関係性の外縁に思索を拡げて行く必用を思う。

注

- (1) 拙稿、「秦漢交替期の亡人の発生とその追捕―秦律・秦讞書から見た秦漢交替期の社會變動―」『アジア史における制度と社会』アジア史研究第二〇号、白東史学会、一九九六年。
- (2) 拙稿、「市に集まる人々―張家山漢簡『奏讞書』案例23をめぐって―」、『アジア史における法と国家』研究叢書二三、中央大学人文科学研究所編、中央大学出版部、二〇〇〇年。
- (3) 拙稿、「『元延二年日記』と吏の移動―吏の移動をめぐって、『尹灣漢墓簡牘』所載『元延二年日記』による検討―」、國學院大學紀要第四八、國學院大學、二〇一〇年。「『宿舎』と『宿家』―『元延二年日記』の復元をめぐって―」國學院大學紀要第五〇巻、國學院大學、二〇一二年。「吏の移動と『宿』―「始

皇二十四年歴譜」と「元康二年日記」を手掛かりとして」、「『人文研紀要』第六十八号、中央大学人文科学研究所、二〇一〇年。

(4) 奏■書案例二一。

(5) 拙稿、「『家』字義考—秦漢期の同時代的な『家』の概念—」國學院大學紀要第五二卷、國學院大學、二〇一四年。同、「棺在堂上から—爲衣衾棺斂、轉送其家—」、「中国21」Vol. 41、愛知大学現代中国学会、二〇一四年。

(6) 張家山二四七號漢墓竹簡整理小組、『張家山漢墓竹簡』二七四號墓、文物出版社、二〇〇一年、所收「二年律令」賜律、一七二頁。

(7) 尾形勇『中国古代の「家」と国家』第三節「君臣関係の構築過程における「家」の位置、二二二頁、岩波書店、一九七九年参照。

(8) 池田雄一「秦漢帝国の構造をめぐって」、「中国古代の聚落と地方行政」四頁、汲古書院、二〇〇二年。また、関連先行研究の功績をあげている。西嶋定生氏（『中国古代帝国の形成と構造』東京大学出版会、一九六一年）による初巢の構造、木村正雄氏（『中国古代帝国の形成—特にその成立の基礎条件—』不味堂、一九六五年）による第二次農地論、増淵龍夫氏（『中国古代の社会と国家—秦漢帝国成立過程の社会史的研究』弘文堂、一九六〇年）による王室の山林藪沢・公田の家産化、好並隆司氏（『秦漢帝国史研究』未来社、一九七八年）などである。

(9) 『史記』卷十孝文本紀元年三月有司請立皇后の条「官皆至九卿」注、正義、「漢置九卿、一日太常、二曰光祿、三曰衛尉、四曰太僕、五曰廷尉、六曰大鴻臚、七曰宗正、八曰大司農、九曰少府、是爲九卿也」。

(10) 『尹灣漢簡』「二反」の職員一覧、侯国相以下の県吏と侯家丞以下の家吏が列挙している。この丞以下亭長に至る職であろう。

(11) 拙稿、「夫の犯罪と妻子の没入—出土資料による検討—」國學院大學紀要第四六卷、國學院大學、二〇〇八年。婢妾と姦し子を爲した場合の子の帰属について触れている。

(12) 師古曰「言鄭季正妻本在編戸之間、以別於公主家也。今流俗書本云牧羊人間、先母之子不以爲兄弟數、妄増也」、と言うところ。『漢書』卷五十五衛青霍去病伝。

(13) 拙稿前掲「棺在堂上」参照。

(14) 王駿の「道病免官」とある「道病」について、この用例は『漢書』卷六十四下の王褒の伝に、宣帝が益州での祭祀に王褒が遣されたとき、「褒於道病死」したとあり、卷七十二には王駿の父王吉も、元帝の召しに応じ「吉年老道病卒」とある。そして王駿自身の「道病免官」（同）。また、宣帝即位時の召しに応じた薛方の伝では「徵薛方道病卒」（同）とある。また、卷七十七の孫宝の伝には平帝の時、「遣吏迎母、母道病留弟家」とあり、呼び寄せた母親が道中に発病したとあり、さらに卷九十三の石顯の伝に、失脚後「憂滿不食道病死」とある。みな移動中の発病で、死去する場合もある。王駿も、任地趙への移動中に発病し執務不能として免官、と解釈して良いのだろう。或いは卷五十一に武帝に老年で召し出された枚乗の伝の「乃安車蒲輪徵乘、道死」の道死につ

いて、師古は「在道病死也」としている。道病は移動中に病むと解釈するのが、班固の意に沿っていると考ええる。

- (15) 拙稿、『『與廷尉雜治』と詔獄—漢代の訴訟—』『人文研紀要』第六一号、二〇〇七年参照。

- (16) 都尉太守功曹については尹湾漢簡参照、『尹湾漢墓簡牘』、連雲港市博物館、中国社会科学院簡帛研究中心、東海県博物館、中国文物研究所編、中華書局、一九九七年。

- (17) 拙稿、前掲『『與廷尉雜治』と詔獄—漢代の訴訟—』参照。

- (18) 中華書局本校勘記による。

- (19) 拙稿「在棺堂上」参照。

- (20) 拙稿『『與廷尉雜治』と詔獄—漢代の訴訟—』参照。

- (21) 王赧卒は「六国年表」によれば赧王五十九年のこと。經狐は「正義」洛陽南の陽人聚付近とす。遷は「六国年表」によれば昭襄王五十二年。東周滅は「六国年表」によれば莊襄王元年のこと。

- (22) 「漢簡甘露二年丞相御史書」、大庭脩『秦漢法制史の研究』創文社一九八二年、所収「捕論」漢簡に見える不道犯の事例」に詳しい。

- (23) 前掲拙稿「夫の犯罪と妻子の没入」参照。

- (24) 拙稿、「夫の犯罪と妻子の没入」参照。